

第 20 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 20 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩

会議日時 令和元年 5 月 24 日 午後 2 時 00 分開会

会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定

日程第 2 書記及び議事録署名人の指名

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 3 号 農地に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 10 名）

〔大船渡地域〕

大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	村上 優司君
末崎地域	尾形 正男君	赤崎地域	浅野 幸喜君
猪川地域	鈴木 和雄君	立根地域	今野八重子君
日頃市地域	木村マリ子君		

〔三陸町地域〕

綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	岡澤 成治君
吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（1 名） 4 番 中村 亨君

早退者（0 名）

欠席者（0 名）

事務局出席者

局長	飯田 秀 君	局長補佐	細谷 真実君
主任	福田 陽介君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 2 時 00 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 20 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。今年は 5 月からクールビズということで、暑い日は無理をしないで軽装で良いことになりました。この会場も涼しげになっております。

今月 17 日、市町村農業委員会会長・事務局長合同研修会が盛岡であり、飯田事務局長と出席してきました。以前から申しておりました農地中間管理事業の 5 年の見直しにおいては、国は地域における農業者等による協議の場の実質化、農地中間管理機構の仕組みの改善、農地集積集約化を支援する体制の一本化を進めることになりました。研修の時は参議院で審議中でしたが、その後可決され法制化されます。岩手県においては担い手への農地集積等の円滑かつ着実な推進に向け推進体制の再構築、地域農業マスタープランの実質化の推進、地域農業の核となる担い手の育成と農地集積・集約化の推進など、六つの重点活動事項を掲げ、取り組みを推進していくとしております。総会終了後行われます農地利用最適化推進検討会において説明がありますが、我々農業委員、推進委員の大きな仕事は農家からの意向調査があります。農地パトロール、意向調査と大変ではありますが、よろしく願います。

簡単ではありますが、あいさつといたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 8 名、推進委員は 10 名であります。遅刻の通告のあった農業委員は 4 番中村亨農業委員の 1 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。平成 31 年 4 月 25 日から令和元年 5 月 24 日までの行事等の経過報告並びに 5 月 25 日から 6 月 27 日までの開催予定でございます。主なものといたしまして 4 月の 26 日に大船渡地方農業振興協議会総会に会長が出席をしております。5 月 14 日には昨年度遊休農地の解消対策を目的に女性委員の活動としてお茶の試験栽培を行なっておりますが、その茶畑におきまして女性委員、それから南部地域推進班、事務局で草取りと肥料の散布作業を行なったところであります。従事をしていただいた皆様、たいへんお疲れでございました。5 月 16 日には第 38 回一般社団法人岩手県農業会議常設審議委員会が開催されまして、会長と局長補佐が出席しております。先月の総会におきまして許可相当と決した 1 件について諮問し、異議なしとされましたので、その後許可証の交付を行なっております。また 5 月 17 日には農業委員会会長及び事務局長研修会が開催され、会長と局長が出席をしております。内容につきましては、先ほど会長のあいさつでも触れましたが、主に人農地プランの実質化に向けた今後の取組についての説明を受けてまいりました。詳細

につきましては、この総会終了後に予定をしております農地利用最適化推進計画検討会で触れることとしております。なお検討会では岩手県農業会議の三浦正弘農地経営部長さんにご同席をいただきまして、説明をしていただくこととしております。

次に5月25日以降の行事予定でございますが、27日には東京におきまして本県選出国會議員への要請活動並びに全国農業委員会会長大会が開催されますので、会長が出席することとしております。5月29日に開催されます大船渡市農業協同組合第53年度通常総代会には会長が出席する予定となっております。それから5月30日には花巻市におきまして岩手県都市農業委員会会長会総会が開催されますので、熊谷職務代理者と局長が出席をする予定となっております。次に6月3日でございますけれども、茶畑整備作業と、ここには記載しておりますけれども、内容を検討していただいた埼玉県の内野さんと、それから紹介をしていただいた明治大学の平山先生が育成状況というようなところを見たいということで、来訪する予定となっております。現地の活動内容等につきましては、後ほどご相談したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それから先ほど決まりましたけれども、茶畑の草取りとか、そういった作業をまた行いたいと思っております。従事していただくのは女性委員、それから南部地域推進班、それから事務局で行いたいというふうに考えております。それから6月14日には盛岡市で第39回一般社団法人岩手県農業会議常設審議委員会が開催されますので、会長と細谷局長補佐が出席する予定となっております。本日の議案のうち該当する案件について諮問が行われ、その後に許可決定となります。なお次回総会は6月27日に開催をする予定としておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお不明な点につきましては事務局までお尋ねをいただきたいと思っております。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の福田陽介主任、議事録署名人には5番廣澤恵美農業委員、6番細谷知成農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、それを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は2件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、424㎡。相続による権利の取得。4月16日届出、4月18日受理。2番、登記地目宅地、現況地目畑、95.98㎡。相続による権利の取得。4月17日届出、4月18日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。議案第1号農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、1,397㎡。贈与。経営規模拡大のため。受入世帯の稼働人員8人中2人。大型機械は耕耘機1台、運搬機1台を所有しています。2番、登記地目、現況地目ともに田、54㎡。交換。農地を交換し耕作しやすいようにする。受入世帯の稼働人員2人中2人。大型機械はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。次のページをお開きください。3番、登記地目、現況地目ともに田、84㎡。交換。農地を交換し耕作しやすいようにする。受入世帯の稼働人員3人中3人。大型農機具はトラクター1台、田植機1台、草刈機1台を所有しております。詳細については事前に配付した調査書に記載されております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形正男君） それでは報告いたします。推進委員の尾形です。報告いたします。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請1番について報告いたします。申請地の北側は1mほど高くなった宅地、東側は下りの急傾斜地。南側は境界付近に杉のある、柿の植えてある畑。西側は県道です。5月19日10時30分頃に所有者に会い話を聞きました。それによると、この場所は2年前まで野菜を作り耕作していましたが、高齢になり体力がなくなったため去年から耕作をやめ、草刈りを行い管理していたそうです。そして用事に来た譲受人にこの話をすると、譲ってほしいと言われ、何度か話し合い、荒廃地にするよりは良いのかなと思ひ譲ることにしたそうです。その後、譲受人に会い話を聞きました。譲受人は被災し、畑を転用して住宅を再建しましたが、家族

が8人に増えたことにより、現在2箇所ある畑を増やし、自家食用の野菜を作りたいと思っていたそうです。そこで譲渡人の話を聞き、同じ地域で近くにあり通うのが楽なこと、そして2年前までは耕作していたことなどで、すぐに畑として使えると思い譲り受けることにしたそうです。以上です。よろしくお願いします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。村上委員。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 今、譲り受けるということでしたけれども、ここの種別はどういうことになっていますか。これはどういう関係なんですか。

○大船渡地区末崎地域推進委員(尾形正男君) この畑の場所なんですけれども、さっき言ったとおり2mほど低い状態で、通うのに大変ということで、ほぼ働いている人が所有者が高齢であって、もう下に下りて作業するのは辛いということで、投げるつもりでいたそうなんです。そしたらたまたま、ある近くの土地を買おうとしていた人が、この譲渡人の話を聞いて、それならばということで話をしているうちに、だんだん、どうせなら面倒だから譲ってしまってもいいよと。要は取引の話になってきたので、そのまま譲ってもいいと。もう耕作する予定はないということで、投げるよりは、荒らしてしまうよりは、畑にするのであれば譲った方がいいということだそうです。この畑の隣に宅地があるってさっき、隣接しているところに宅地があるという話をしたと思うんですけれども、その宅地を買いたいと、買いたいということで譲受人が話をきて、そこでそのままついでに畑もそのまま譲るよという何て言うんだ、ついでに畑は贈与してしまうよということになったみたいです。ちょっとうまく説明できなかつたんですけれども、何となくわかりませんか。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) いやいや、私が聞いているのは、譲るということは売買とか、いろいろあるでしょう。ただ、ここが贈与になっているから、説明の中に贈与という言葉が出てこなかったのです。

○議長(菊地英浩君) よろしいでしょうか。その他ございませんか。

○7番(藤原重信君) 今のは事務局としてはどうなんですか。

○局長補佐(細谷真実君) いや、贈与で出てきておりますから、所有権移転のうちの売買の贈与だと考えているというよりは、相手方の申請がそうです。なので事務局の意思とか、そうではなくて、この議案のとおり。

○7番(藤原重信君) 申請者の。

○局長補佐(細谷真実君) そうですそうです。所有権移転のうちの売買と贈与のうちあげるということで贈与になっております。ただそれだけです。

○7番(藤原重信君) 尾形さんの説明で、別な宅地も譲受人との間で話し合われているという説明がありましたけれども、そっちは売買なんでしょう。

○大船渡地区末崎地域推進委員(尾形正男君) そっちは売買だと思います。そこまでは詳し

く農地のことしか聞いていないので。

○7番(藤原重信君) それは中身はわかりませんが、売る土地とくれる土地と両方、譲渡人から譲受人にいくということなんだな。

○大船渡地区末崎地域推進委員(尾形正男君) そういう話です。

○7番(藤原重信君) そういうことなんだね。

○大船渡地区末崎地域推進委員(尾形正男君) はい。

○7番(藤原重信君) 大体感じとしてはわかるんだけど、はい、了解しました。

○議長(菊地英浩君) その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第1号2番と3番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員から説明をお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員(岡澤成治君) 推進委員の岡澤です。議案第1号の農地法第3条第1項の許可申請の番号2番と3番について、同じ申請者での交換ということで、関連しますので、一括で説明をします。調査は5月の19日午後5時過ぎに申請者を訪問しました。約25年以上前に三陸町が農道を新設した際にですね、細く曲がった水路と狭い道をまっすぐな道路にしたために、お互いの土地が分断されて、今回このようになったということです。今回、お互い年を取ってきていることからですね、交換することについて話がついて申請することになったということでした。今年も田植を行なって耕作していますので、特に問題はないものと見てきました。以上のとおり報告します。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。3番古内嘉博委員。

○3番(古内嘉博君) 3番古内です。変なことを聞くんですけども、交換なんですけれども、面積がかなりって言うか、倍近くあるんですが、お互いはそれでもいいんですよ。

○三陸地区越喜来地域推進委員(岡澤成治君) 本人から申請があったもので。

○局長補佐(細谷真実君) 事務局の方でその点に関しては両者から確認しておりました。面積が違うがということですが、やっぱり近い方がどうしても使い勝手がいいということで、これでお互いに了承しています。以上です。

○議長(菊地英浩君) その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第5、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 5ページをお開きください。議案第2号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は11件で震災関連は1件です。番号、土地、権利の種別、申請人、転用目的、転用理由の順に読み上げます。1番、登記地目、現況地目ともに畑、478㎡。使用貸借。転用目的、施設等、居宅2階建1棟91.41㎡、進入路・法面156㎡、駐車場2台・庭敷230.59㎡。転用理由、戸建住宅を1棟建築するため。2番、登記地目畑及び田、現況地目雑種地、合計2,109㎡。賃貸借。転用目的、施設等、資機材仮置場・作業場1,859㎡、通路250㎡。転用理由、資材、機材等の仮置場に使用するため。県発注防潮堤工事用として平成31年4月15日から2年間の一時転用。追認案件となります。これは古内委員が農地パトロールで指導した案件ですが、既に全部施工済みだったため、追認案件として申請するものです。

3番、登記地目、現況地目ともに田、257㎡。売買。転用目的、施設等、居宅2階建1棟58.80㎡、駐車場2台。転用理由、現在、親と同居しているが、当該地に自宅を建築し独立したい。次のページをお開きください。4番、登記地目田、現況地目畑、174㎡。売買。転用目的、施設等、居宅2階建1棟56.72㎡、駐車場2台。転用理由、現在、県営住宅住まいのため、当該地を取得して自宅を建築したい。5番、登記地目、現況地目ともに畑、398㎡。売買。転用目的、施設等、居宅2階建1棟97.80㎡、駐車場2台。転用理由、現在居住している場所が川に接した場所で環境が悪く、また敷地も狭いため、当該地を取得し移転建築したい。6番、登記地目、現況地目ともに畑、76㎡。売買。転用目的、施設等、通路。転用理由、隣接する自宅建築予定地へ通ずる通路として一体利用したい。所有権3分の1の持分移転となります。次のページをお開きください。7番、登記地目田、現況地目

畑、281 m²。売買。転用目的、施設等、居宅平家建1棟 83.78 m²、駐車場2台。転用理由、現在、借家住まいにつき当該地を取得して移転建築したい。8番、登記地目畑、現況地目畑、13 m²。売買。転用目的、施設等、通路。転用理由、隣接する自宅建築予定地へ通ずる通路として利用したい。所有権2分の1の持分移転。9番、登記地目畑及び田、現況地目畑、560 m²。使用貸借。転用目的、施設等、居宅2階建1棟 52.99 m²、駐車場2台。転用理由、現在同居している父親所有の当該地を借りて居宅を建築して独立したい。1筆は自宅へ通ずる通路及び宅地の一部として利用したい。これは議案を作成した5月17日には農振除外の公告縦覧中でしたが、現在5月22日で公告縦覧を終了し、決定の手続きに今、入っているとの情報が入っております。次のページをお開きください。10番、登記地目、現況地目ともに畑 1,169 m²。売買。転用目的、施設等、土木用資材置場。転用理由、型枠等土木用資材置場として利用したい。11番、登記地目、現況地目ともに畑、3,161 m²のうち 1,338.48 m²。賃貸借。転用目的、施設等、現場事務所 44.95 m²、仮設トイレ 2.6 m²、土砂仮置場他として 1,290.93 m²。転用理由、発掘調査現場事務所及び排土置場のために使用したい。許可の日から10ヵ月間の一時転用。申請人以外の相続人より同意書が添付されております。立地基準につきましては、3番から8番は第3種農地に該当し許可基準を満たしております。1番と10番は第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。9番についても農振農用地より除外されると第2種農地に該当することになり、他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。2番、11番は一時転用のため許可基準を満たしております。一般基準につきましては1番から10番は金融機関からの残高証明書等、11番については市の予算の議決等において資金の確保について確認をしております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第2号1番について9番熊谷玲子農業委員から願います。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第2号1番の調査報告をいたします。18日午後5時30分、譲渡人宅を訪問し、奥さんからお話を聞いてきました。譲受人は長男で、この度、結婚が決まり、申請地に新居を構えたいとのことでした。実家は東日本大震災で被災し、今は修理して生活しているため、この家には住みたくないということで決めたそうです。草取りで管理されており、両脇の道は柿、胡桃の木、西側は漁港で防風林の杉の木で遮られておりました。東側は市道になっております。住宅建築による周囲農地への影響ですが、新築住宅の排水は市道の側溝がありますので、周辺農地への影響はないものと判断されます。また新築住宅の南東側に耕作地はありますが、日陰による耕作地への影響はないものと判断されます。手続きが済み次第、工事にかかりたいとのことでした。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見許しますが、何かご

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号2番について3番古内嘉博農業委員からお願いします。

○3番(古内嘉博君) 3番古内です。事務局からも話がありましたけれども、指導した時点ではもう既に砂利が敷いてありました。転用理由は、この書かっているとおりです。それでも申請前に工事をやっているの、追認案件で許可が遅れますよということでお話しをしております。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号3番と4番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番(廣澤恵美君) 5番廣澤です。申請番号3番と4番について報告します。隣接した場所にありますので、一括して報告いたします。22日に現地調査を実施しました。近年、宅地化が進んでいる地域であり、申請地周辺は住宅地となっています。申請番号3番の譲受人は、現在親と同居しているので独立したいとのこと。申請番号4番の譲り受け人は、現在県営住宅住まいのため自宅を建築したいとのこと。いずれも一般個人住宅を建築したいとのことでした。申請地の北側は道路と住宅となっており、隣接する道路には側溝も整備されています。また隣接する耕作農地はないため、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) なければ以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2

号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号5番と6番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番(細谷知成君) 6番細谷です。議案第2号5番と6番につきまして報告いたします。現地調査は5月22日に農業委員会事務局の福田さん、今野さんとともに伺いました。また現地に所有者の旦那さんが草刈り作業をしておりましたので、同時に聞き取り調査も行いました。現地は草刈りの管理のなされた休耕畑の状態です。周辺状況ですけれども、住宅建設予定地の東側、西側は宅地、南側は耕作されている畑、北側の通路として利用予定の土地の両隣は譲渡人の所有する家庭菜園の畑となっております。申請に至った経緯ですけれども、譲受人の現在居住している住まいが環境が悪いため、移転新築を考え、不動産業者を通じて申請地を選定したということでございます。周囲への影響ですけれども、住宅建設予定地の南側の畑は日照の影響はなく、排水路は市道脇の側溝に接続する計画であるため、排水による影響もないものと考えられます。また、住宅建設予定地の北側の畑は譲渡人の所有する家庭菜園で、住宅建設による日照の影響は問題ないという話でしたので、周囲への影響はないものと考えられます。報告は以上でございます。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号5番と6番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号5番と6番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号5番と6番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号7番と8番について大船渡地区立根地域今野八重

子推進委員からお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（今野八重子君） 推進委員の今野です。議案第2号の7番と8番について調査報告いたします。5月19日午前10時半頃、譲渡人と現地を確認しながら話を聞きました。現地は草が刈られており、きちんと管理されていました。昔は水田だったが、牛を飼うようになってから牧草地として使用していた。牛飼いをやめた今でも草を刈って管理しているが、小学校や保育園の運動会の時や消防団の臨時の駐車場として貸したりもしていたということでした。その後11時15分頃、譲受人宅を訪問し話を聞きました。譲受人の親が関谷に住んでいて、何かあった時すぐに駆けつけられるようにと、その周辺の土地を不動産に頼んで探していたところ、同じ地内にあったので、そこに決めたということでした。間取りもできていて、家庭排水は浄化槽をつけると言っていました。8番は通路として、譲渡人の所有権の2分の1の持分を移転し、利用したいということでした。現地の北西側は雑種地で砂利が敷いてあり、その他の三方は宅地になっていて、周辺に農地はありません。以上、報告を終わります。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号7番と8番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号7番と8番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号7番と8番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号9番について7番藤原重信農業委員から説明をお願いします。

○7番(藤原重信君) 7番藤原でございます。議案第2号番号9の調査報告をいたします。21日の午後に現地の確認に行きました。申請地は1月の総会で農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外を決定した農地であります。今回は所有者と子供さんたちなんですが、同居している借受人夫婦が1筆に居宅を新築し、1筆はその居宅への通路などに利用するために転用したいとのことで許可申請をされたようでございます。申請地の東側は山林、西側は開発鉄道の線路で三角の地形をしておりました。隣接する農地などはありません。当該地は現在は草地になっていて、きれいに管理されておりました。新築する住宅からの排水などは、貸付人宅の排水路を共有するとのことでした。既に建設予定地には白いテープなどが張られてありました。以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号9番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号9番について本委員会において条件付許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号9番は本委員会において条件付許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号10番と11番について三陸地区綾里地域畑中圭吾推進委員からお願いします。

○三陸地区綾里地域推進委員(畑中圭吾君) 推進委員の畑中です。調査報告をいたします。5月19日の朝、譲渡人と現地で確認してきました。現地は道路から2mほど高い傾斜地です。全体の面積も耕作された形跡はありますが、その他は草地であります。きれいに管理されておりました。家族の話では20年ほど前から耕作していたそうですが、本人も亡くなり自分も体調が思わしくなく、管理ができないので、隣地の譲受人に譲ることにしたのであります。譲受人にも確認をとってあります。この転用に対しての周辺の影響ですが、周りには耕作地がありませんので、特に問題はないものと思います。以上で報告を終わります。

引き続き11番の調査報告をします。5月20日午後3時頃、譲渡人と現地を確認しました。現況は休耕畑で草地になっています。今回の申請はその一部ですが、三反歩を超える広大な面積が、きれいに保全管理されておりました。譲渡人の話では、このように人目につくところを荒らしてはおかれないので、シルバーに年3回草刈りを依頼しているとのことでもあります。転用目的は理由にもあるとおり、埋蔵文化財調査のための一時転用。仮設事務所設置と排土置場であります。調査場所は当該地を抜けて消防屯所の建て替え工事に伴っての貝塚の発掘調査だと思われます。これに伴っての周辺の影響ですが、西側は耕作地もありますが、このような排土置場ということなので日照等の問題は特にないものと見てまいりました。なお借受人に対しては、大雨などに対しての排土管理に留意するようお願いしております。以上で報告を終わります。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号10番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号10番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号10番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号11番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号11番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号11番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第6、議案第3号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 9ページをお開きください。議案第3号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4(1)に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

次のページをご覧ください。非農地リスト。1筆、557㎡。1番、現況地目原野、台帳地目畑。農振区分、農振地域外。面積557㎡。耕作状況、荒廃地化をしています。これは所有者より依頼のあったもので、参考資料として場所、写真等を添付しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の農業委員から該当地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番(細谷知成君) 6番細谷です。議案第3号の1番につきまして5月22日に農業委員会事務局の福田さん、今野さんと現地調査を行いましたので報告をいたします。住宅地図の部分は、現在更地の状態で、看板が設置されております。当該地の土地の大半は更地の周囲の法面部分で、高低差が3mから4mほどの崖地となっております。土地の形状は極めて不整形で、北側の法面の3坪程度の平坦部分がありますけれども、雑草が繁茂しており、市道との境にガードレールも設置されているため、車両や機械が出入りすることが不可能であるため、農地としての利用は極めて困難であると見てまいりました。報告については以上でございます。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番は本委員会において農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号農地に該当するか否かの判断については、本委員会において農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第20回総会を閉会いたします。なお、引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

それではこれをもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたり、たいへんお疲れさまでした。

午後2時53分閉会